

朝来市健幸づくり条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市民の健幸づくりの基本理念を定め、並びに市の責務及び市民、自治組織等、事業者、学校、保健医療福祉等関係者の役割を明らかにするとともに、健幸づくりのための基本となる事項を定めることにより、協働による市民の健幸づくりを推進するための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

【解説】

本条例の目的を定めています。

基本理念、市の責務や市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者の役割、健幸づくり推進のための基本となる事項を明らかにし、市民が生涯にわたり生きがいを感じ健やかで幸せに暮らすことができるよう、市民等関係者と協働して健幸づくりを推進することを目的としています。

豊かな自然や浪漫を伝える歴史文化遺産、産業遺産など、多くの地域財産を有するこの朝来市で、生涯にわたり健やかで幸せに暮らし続けることは市民共通の願いです。

しかし、少子高齢化が急速に進行する社会の中で、生活習慣病の発症とその重症化等を起因として要介護状態となる市民は増加傾向にあり、平均寿命と健康寿命の乖離は改善していない状況です。そのような健康を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民が心豊かに生き生きと暮らしていくためには、生きがいを持ち、健康で過ごせる期間をいかに長く保つことができるかが重要な課題です。

それに対して、市民一人一人は、「自分の健幸は自分でづくり・守る」という意識を持ち、運動の習慣化や食生活の改善、健康管理など、自身の健康状態やライフスタイルに合った方法で、自主的に取り組むとともに、生きがいと幸せを実感できるこころの健康を保つことができるよう努めることが大切です。そして、この取組を効果的に進めていくために、より多くの関係者が関わりを持ち、地域社会全体の取組として「市民の健幸づくりを支え・守る」ための環境づくりをしていかなければなりません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 健幸づくり 市民が、心身の健康の保持増進を図るとともに、生きがいを感じ幸せに暮らすための取組をいう。

(2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。

(3) 自治組織等 市内で公益的活動を行う団体で、次に掲げるものをいう。

ア 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及

び朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号）第15条に規定する地域自治協議会

イ 市民の健康増進、生きがいつくり及び地域づくりに資する活動を行う団体（アに掲げるものを除く。）

- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 小学校就学前の子どもが通所する市内の施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内の学校をいう。
- (6) 保健医療福祉等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

【解説】

この条例で使用する用語の定義を定めたものです。

第1号の「健幸づくり」とは、市民が、単に「病気にならないための取組」ではなく、また、病気や障害の有無にかかわらず、自らの心身の健康に関心を持ち「自分の健幸は自分でつくり・守る」という意識で、個人の状況に応じて自主的に取り組むとともに、一人一人が、生きがいを感じ幸せに暮らすことができるよう取り組むことをいいます。

第2号の「市民」とは、市内に居住する者、市内に通勤、通学又は通所する者とします。

第3号の「自治組織等」は、市内で公益的活動を行う団体で、行政区や地域自治協議会、また、老人クラブ、女性会なども含めます。そして、健康増進や生きがいつくり、地域づくりに関する活動を行う団体や自主グループも含めます。

第4号の「事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う企業、商店等をいいます。その事業活動は、営利目的であるか否かを問いません。

第5号の「学校」とは、市内の保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいいます。

第6号の「保健医療福祉等関係者」とは、市内で活動する医療機関、保健医療福祉分野の職能団体や法人、保健医療福祉に関する専門職員をいいます。

（基本理念）

第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が自らの健幸づくりに関心を持って取り組むこと。
- (2) 市、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者は、市民一人一人が地域交流や社会参加を通じて、継続的に健幸づくりを推進することができる環境づくりに努めること。
- (3) 市、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者が、健幸づくりを地域社会全体の取組として協働して推進すること。

【解説】

健幸づくりを推進するに当たり、基本理念を定めています。

健幸づくりは、個人の健康観に基づき、一人一人が主体となって自主的に推進することによって実現されるものであることから、第1号は、自らが健康や生活習慣に関心を持つとともに、生活の質の向上を目指して、積極的に、継続して取り組む

ことを規定しています。

しかし、健幸づくりは、個人の努力だけでは難しい面があり、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、地域社会全体が相互に支え合いながら、市民一人一人の取組が継続できるような環境が必要です。そのために、第2号及び第3号として、関係者による協働により健幸づくりを推進することを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、健幸づくりの推進に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たって、その効率的かつ効果的な推進を図るため、国及び県と連携するとともに、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者の協力を求めるものとする。

【解説】

市の責務を定めています。

市は、健幸づくりの推進に関する施策を基本理念にのっとり実施するものとし、その実施に当たっては、効率的かつ効果的な施策の推進を図るため、国及び県との連携、関係団体等への協力要請を明記しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、健幸づくりに関し知識及び理解を深めるとともに、主体的かつ積極的に自らの健幸づくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに参加するよう努めるものとする。

【解説】

市民の役割を定めています。

第1項は、市民は、健幸づくりに関する知識や理解を深め、積極的に健幸づくりに努めることを、また、第2項は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な主体による健幸づくりに参加することを、それぞれ努力義務として定めています。

(自治組織等の役割)

第6条 自治組織等は、会員等の健幸づくりに配慮するとともに、地域のつながり及び自らの持つ知識、技能、特性を生かし、市民が健幸づくりを推進しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 自治組織等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに事業者、学校及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

【解説】

自治組織等の役割について定めています。

第1項は、自治組織等は、その多様なつながりや特性等を生かして、会員等の健幸づくりが推進しやすい環境づくりに努めることを、また、第2項は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な主体による健幸づくりに協力するよう努めるものとしています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、健幸づくりに関し関心及び理解を深めるとともに、従業員が健幸づくりを推進しやすい職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、学校及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者の役割を定めています。

第1項は、事業者は、健幸づくりについて関心や理解を深め、従業員が受診しやすいように配慮した健康診断、検診等の機会の確保や健康的な職場環境の整備等、健幸づくりを推進しやすい職場環境づくりに努めることを、第2項は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な主体による健幸づくりに協力するよう努めるものとしています。

(学校の役割)

第8条 学校は、幼児、児童及び生徒に対し、健康教育を推進することにより、健幸づくりに努めるものとする。

2 学校は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに自治組織等、事業者及び保健医療福祉等関係者が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

【解説】

学校の役割を定めています。

第1項は、学校においては、健幸づくりに必要な知識や態度を習得させるための健康教育を実践することにより、健幸づくりに努めることを、第2項は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な主体による健幸づくりに協力するよう努めるものとしています。

(保健医療福祉等関係者の役割)

第9条 保健医療福祉等関係者は、自らの活動を通じて、保健医療福祉等に関する正しい情報を市民に提供し、それぞれに応じた適切な保健医療福祉サービスが受けられるよう努めるものとする。

2 保健医療福祉等関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策並びに

自治組織等、事業者及び学校が行う健幸づくりに協力するよう努めるものとする。

【解説】

保健医療福祉等関係者の役割を定めています。

第1項は、それぞれの専門性を生かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、保健指導、健康診断、検診、栄養・食事相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスを市民がそれぞれ適切に受けることができるよう努めることを、第2項は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策や様々な主体による健幸づくりに協力するよう努めるものとしています。

(基本的な計画)

第10条 市は、健幸づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健幸づくりの推進に関する基本的な計画として、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する食育推進計画を策定するものとする。

【解説】

健幸づくりの推進に関する基本的な計画について定めています。

市は、法を根拠とする健康増進計画と食育推進計画を健幸づくりの基本的な計画として位置付けるとともに、自殺対策計画やスポーツ推進計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画など、健幸づくりに関係の深い諸計画との連携を図り施策の実施に取り組むこととします。

なお、これら基本的な計画の策定・見直し等の事務は、これまでの要綱設置の委員会ではなく、第12条に規定する協議会が所掌することとします。

(基本施策)

第11条 市は、健幸づくりを推進するため、次に掲げる基本施策を講ずるものとする。

- (1) 市民一人一人の健幸づくりに関する主体的かつ積極的な行動を促すための取組
- (2) 健幸づくりに関する意識を高め、理解を深めるための情報提供及び普及啓発
- (3) 市民の健康に関するサービスの提供及び環境の整備
- (4) 健康に関する教育の推進
- (5) 生涯を通じた学習、スポーツ活動及び文化活動の機会の確保その他必要な支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健幸づくりに資すること。

【解説】

個々の健幸づくりは、社会環境の影響を大きく受けることから、健幸づくりを推進しやすい環境を地域社会全体で整えることが重要です。この条は、市が健幸づくりを推進するために講じる施策について規定しています。

第1号は、市民の主体的かつ積極的な取組を促すために、その動機づけや実践の

継続を支援する施策を実施することとしています。

第2号は、市民の健幸づくりに関する意識を高め理解を深めるために、市民に対し、あらゆる機会を通じ健幸づくりに関する情報の提供と普及啓発を行うこととしています。

第3号は、市民が主体的に健幸づくりを進められるよう、ハード整備に限らず、個々の意識の高揚や健康行動の実践方法の習得など、市民一人一人の健康行動の推進と地域交流や社会参加を通じた地域社会全体による環境づくりを行うことを定めています。

第4号は、健康に関する教育を推進し、取組への理解を深め、家庭や学校、地域、職場等での健幸づくりの取組を進めます。

第5号は、健幸づくりを推進するために、生涯を通じた学習、スポーツ活動及び文化活動の機会の確保等をはじめとする必要な支援を行うことを定めています。

(健幸づくり推進協議会)

第12条 市、市民、自治組織等、事業者、学校及び保健医療福祉等関係者による協働の健幸づくりを円滑に推進するため、朝来市健幸づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条に規定する基本的な計画の策定及び見直しに際し意見を述べること。
- (2) 健幸づくりを推進する方策の検討に関すること。
- (3) 市が実施する基本施策の効果の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 健幸づくりに資する活動を行う団体の代表者
- (3) 公募による市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

【解説】

健幸づくり推進協議会について定めています。

協議会は、市民、学識経験者、関係団体の代表者等によって組織する附属機関で、健幸づくり諸施策の効果的な推進が図られるよう、基本的な計画策定等における提言、施策効果の検証等を行います。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか必要な事項については、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている健康増進計画及び食育推進計画は、第10条の規定により策定されたものとみなす。

【解説】

附則第1項は、この条例の施行期日を定めるものです。

附則第2項は、現行の健康増進計画及び食育推進計画は、この条例の規定により策定されたものとみなすための経過措置です。